

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	中国消費関連株オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金 額】	当初申込期間（平成22年8月2日から平成22年8月 13日まで） 500億円を上限とします。 継続申込期間（平成22年8月16日から平成23年11 月15日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出しましたので、平成22年7月16日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年11月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

[訂正前]

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の(11) [振替機関に関する事項]に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

[訂正後]

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(5) 【申込手数料】

[訂正前]

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

(略)

[訂正後]

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

（略）

（9）【払込期日】

[訂正前]

（略）

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託会社である住友信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（略）

[訂正後]

（略）

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（略）

（12）【その他】

[訂正前]

（略）

取得申込不可日

継続申込期間において、「香港の取引所の休業日に該当する日」は、取得申込みの受付を行いません。

（略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）におけ

る振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の(11) [振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の(11) [振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他のお申込手続

その他のお申込手続につきましては、第二部 [ファンド情報] 第2 [管理及び運営] をご参照いただくか、販売会社にお問い合わせ下さい。

（略）

[訂正後]

（略）

取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

・香港の取引所の休業日

（略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

（略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

〈ファンドの特色〉

- 中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とします。
- 投資にあたっては、中国国内の購買力の向上により恩恵を受ける消費関連企業に着目します。

消費関連企業とは、消費者に最終消費財やサービスを提供する企業を指します。

消費関連企業

消費ブームの到来がもたらす消費の広がり（「量」と「質」）

「量」の拡大

生活必需品、衣料品、自動車、携帯電話、パソコンなどの製造会社および販売会社

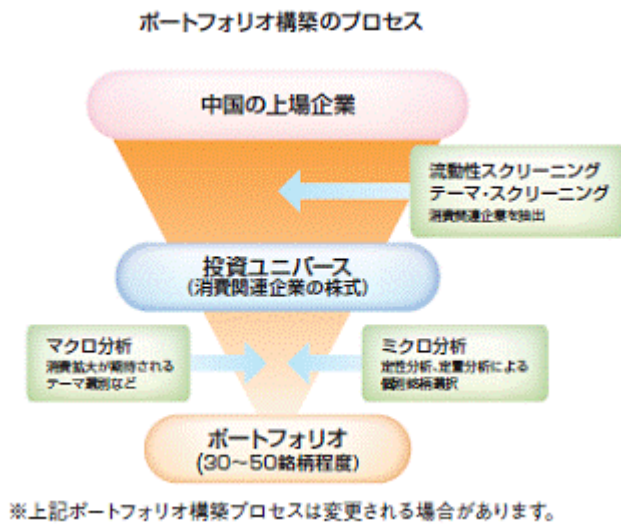
「質」の変化

銀行、保険、小売店、デパート、旅行会社、レジャー関連、鉄道会社、航空会社など



- 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株および深センB株を投資対象とします。また、上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。A株に投資する際にはその値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）に投資を行うことがあります。
- 原則として株式を高位に組み入れる方針ですが、市況環境等によっては高位にならない場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



(2) 【ファンドの沿革】

[訂正前]

平成22年8月16日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

[訂正後]

平成22年8月16日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

[訂正前]

(略)

委託会社の概況

資本金（平成22年6月30日現在）

10億円

委託会社の沿革

(略)

大株主の状況（平成22年6月30日現在）

(略)

[訂正後]

(略)

委託会社の概況（平成23年3月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

(略)

大株主の状況

(略)

2【投資方針】

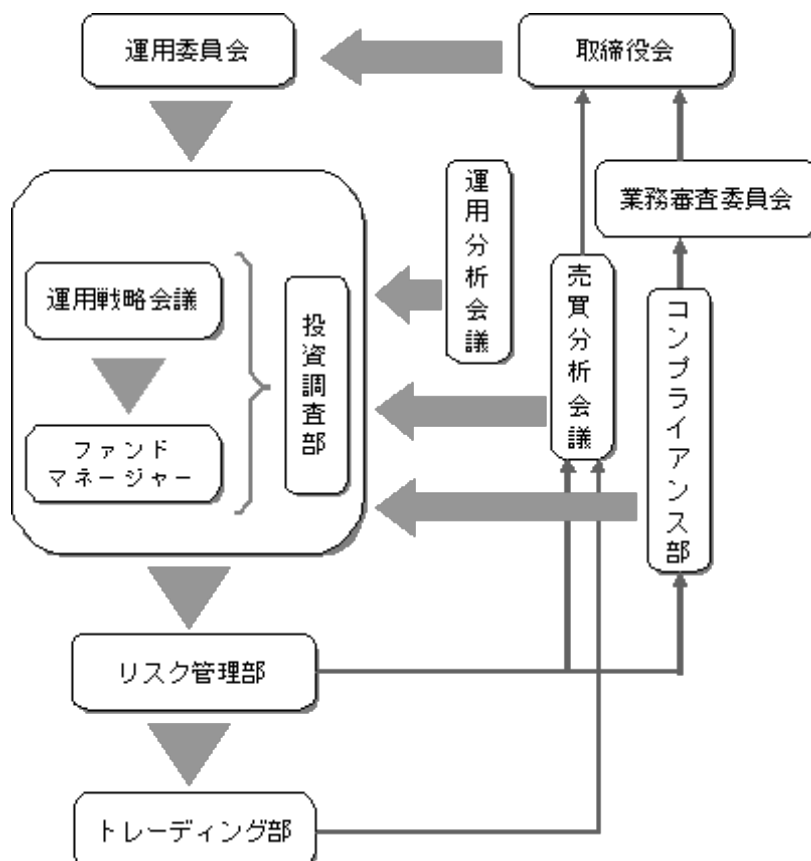
(3)【運用体制】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (5名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・ 運用実施に関する内規
- ・ 債券の投資に関する内規
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・ 短期金融商品への投資に関する内規

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成23年3月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

[訂正前]

毎年、2月18日、8月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

なお、第1計算期間は、平成22年8月16日から平成23年2月18日までとします。

（略）

[訂正後]

毎年、2月18日、8月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

（略）

3【投資リスク】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

当ファンドは、主に中国の株式や中国の株式の値動きに連動する債券（以下「リンク債券」といいます。）を投資対象としますので、組入れた中国の株式やリンク債券の価格の下落、発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。
したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

< 投資リスク >

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。投資した株式の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、投資したリンク債券の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資したリンク債券の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式やリンク債券の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、当ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して

円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、当ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

流動性リスク

有価証券の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

カントリーリスク

外国の外貨不足などの経済的要因、外国政府の資産凍結などの政治的理由、外国の社会情勢の混乱等の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

< 留意事項 >

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資

信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適切であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

[訂正前]

当初申込期間

申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額)に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

継続申込期間

申込金額(取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

(略)

[訂正後]

当初申込期間

申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%(税抜3.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

継続申込期間

申込金額(取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%(税抜3.0%)です。手数料率は変更と

なる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

[訂正前]

(略)

その他

(略)

上記の内容は平成22年6月30日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

[訂正後]

(略)

その他

(略)

上記の内容は平成23年3月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5 【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

平成23年3月31日現在の運用状況は以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	バミューダ	103,948,440	7.06
	香港	203,288,460	13.80
	中国	546,787,164	37.12
	ケイマン	373,709,220	25.37
	小計	1,227,733,284	83.34
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		245,454,217	16.66
合計(純資産総額)		1,473,187,501	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	株式	HENGAN INTL GROUP CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	104,000	621.04	64,588,368	619.97	64,477,296	4.38
ケイマン	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	300,000	142.68	42,805,440	151.65	45,496,800	3.09
ケイマン	株式	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	自動車・自動車部品	1,400,000	39.19	54,873,840	30.54	42,762,720	2.90
ケイマン	株式	XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	耐久消費財・アパレル	700,000	54.14	37,903,320	55.74	39,024,720	2.65
ケイマン	株式	HENGDELI HOLDINGS LTD	小売	700,000	46.16	32,315,930	42.29	29,604,960	2.01
ケイマン	株式	AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	不動産	220,000	117.47	25,843,907	128.37	28,242,192	1.92
ケイマン	株式	COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY	不動産	600,000	31.82	19,095,840	36.73	22,043,520	1.50
ケイマン	株式	TINGYI (CAYMAN ISLN) HOLDING CO	食品・飲料・タバコ	100,000	195.23	19,523,040	210.18	21,018,240	1.43
ケイマン	株式	GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	小売	100,000	208.47	20,847,360	180.27	18,027,840	1.22
ケイマン	株式	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	食品・飲料・タバコ	270,000	66.10	17,849,484	65.89	17,791,812	1.21
ケイマン	株式	INTIME DEPARTMENT STORE	小売	150,000	115.55	17,333,640	114.27	17,141,400	1.16
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	5,000	2,174.44	10,872,240	2,084.73	10,423,680	0.71
バミューダ	株式	SHANGRI-LA ASIA LTD	消費者サービス	200,000	207.19	41,438,400	215.20	43,040,400	2.92
バミューダ	株式	DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	150,000	149.73	22,460,040	157.20	23,581,440	1.60
バミューダ	株式	PORTS DESIGN LTD	耐久消費財・アパレル	100,000	215.73	21,573,600	195.65	19,565,760	1.33
香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,300,000	52.54	68,309,280	46.03	59,840,040	4.06
香港	株式	SJM HOLDINGS LTD	消費者サービス	350,000	128.16	44,856,000	147.38	51,584,400	3.50
香港	株式	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS	保険	150,000	242.43	36,365,400	245.10	36,765,900	2.50
香港	株式	CHINA RESOURCEENTERPRISE	食品・生活必需品小売り	100,000	308.65	30,865,200	328.41	32,841,000	2.23
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	耐久消費財・アパレル	200,000	106.80	21,360,000	111.28	22,257,120	1.51
中国	株式	PICC PROPERTY & CASUALTY -H	保険	1,100,000	104.98	115,482,840	97.40	107,141,760	7.27
中国	株式	PING AN INSURANCE	保険	100,000	848.52	84,852,600	823.96	82,396,200	5.59
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	銀行	1,000,000	62.15	62,157,600	68.13	68,138,400	4.63
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK HD	銀行	770,000	72.19	55,591,536	77.43	59,621,100	4.05
中国	株式	AIR CHINA LIMITED-H	運輸	700,000	85.76	60,032,280	78.60	55,023,360	3.73
中国	株式	SINOPHARM GROUP CO-H	ヘルスケア機器・サービス	150,000	292.09	43,814,700	295.83	44,375,400	3.01
中国	株式	JIANGSU EXPRESS CO	運輸	400,000	86.72	34,688,640	93.66	37,465,440	2.54
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	800,000	43.25	34,603,200	45.81	36,653,760	2.49
中国	株式	ZTE CORP-H	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	80,000	371.88	29,751,185	374.33	29,946,720	2.03
中国	株式	WUMART STORES INC-H	食品・生活必需品小売り	80,000	169.81	13,584,960	179.63	14,371,008	0.98

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	運輸	6.52
		自動車・自動車部品	4.00
		耐久消費財・アパレル	6.52
		消費者サービス	6.42
		小売	8.01
		食品・生活必需品小売り	3.20
		食品・飲料・タバコ	2.63
		家庭用品・パーソナル用品	4.38
		ヘルスケア機器・サービス	3.01
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.29
		銀行	11.16
		保険	15.36
		不動産	3.41
		ソフトウェア・サービス	0.71
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.70		
合計			83.34

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成23年 2 月18日)	2,201,405,209 (分配付) 2,201,405,209 (分配落)	0.9434 (分配付) 0.9434 (分配落)
平成22年 8 月末日	4,719,109,265	0.9911
平成22年 9 月末日	5,477,977,356	1.0613
平成22年10月末日	4,413,860,436	1.0305
平成22年11月末日	3,161,414,047	1.0369
平成22年12月末日	2,903,716,330	0.9546
平成23年 1 月末日	2,861,264,565	0.9395
平成23年 2 月末日	1,893,314,148	0.8893
平成23年 3 月末日	1,473,187,501	0.9396

【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	(自平成22年8月16日至平成23年2月18日)	0円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	(自平成22年8月16日至平成23年2月18日)	5.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)
第1期計算期間	5,240,083,540	2,906,520,000

(注) 第1期計算期間の設定数量は、当初申込期間中の数量を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移(2010年8月16日～2011年3月31日)



※基準価額は償還価額引後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を再投資したものと計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、最近10年分を記載しています。

2011年3月31日現在
分配金の推移

2011年2月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万円あたり、税引額です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	83.34%
その他資産	16.66%
合計	100.00%

業種別配分

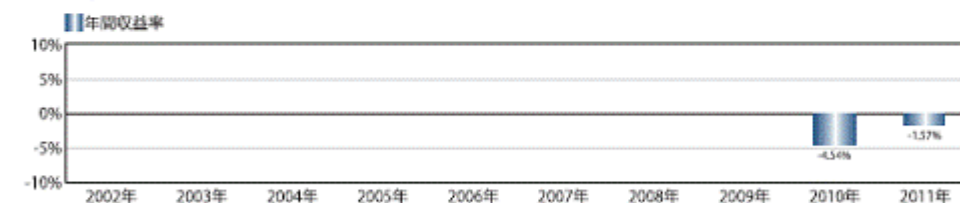
業種	純資産比率
保険	15.36%
銀行	11.16%
小売	8.01%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.70%
運輸	6.52%

※順入上位5業種です。

組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	中国	保険	7.27%
PING AN INSURANCE	中国	保険	5.59%
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	中国	銀行	4.63%
HENGAN INTL GROUP CO LTD	ケイマン	家庭用品・パーソナル用品	4.38%
LENOVO GROUP LTD	香港	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.06%
CHINA CONSTRUCTION BANK HD	中国	銀行	4.05%
AIR CHINA LIMITED-H	中国	運輸	3.73%
SJM HOLDINGS LTD	香港	消費者サービス	3.50%
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	ケイマン	小売	3.09%
SINOPHARM GROUP CO-H	中国	ヘルスケア機器・サービス	3.01%

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2010年はファンドの設立日から年末まで、2011年は3月末までの実績率を示しています。
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(取引額)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

[訂正前]

(略)

取得申込不可日

継続申込期間において、「香港の取引所の休業日に該当する日」は、取得申込みの受付を行いません。

(略)

取得申込手続

(略)

- ・ 申込手数料は、申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

(略)

[訂正後]

(略)

取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

(略)

取得申込手続

(略)

- ・ 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

(略)

2【換金（解約）手続等】

[訂正前]

(略)

換金申込不可日

継続申込期間において、「香港の取引所の休業日に該当する日」は、換金申込みの受付を行いません。

(略)

[訂正後]

(略)

換金申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

・ 香港の取引所の休業日

(略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

[訂正前]

(略)

ただし、後述の(5)[その他]投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、受益者に有利であると認めるときは、受託会社との協議のうえ、信託期間を延長することができます。

[訂正後]

(略)

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、受益者に有利であると認めるときは、受託会社との協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

[訂正前]

計算期間は、原則として、毎年2月19日から8月18日まで、8月19日から翌年2月18日までとします。

なお、第1計算期間は、平成22年8月16日から平成23年2月18日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

[訂正後]

計算期間は、原則として、毎年2月19日から8月18日まで、8月19日から翌年2月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

[訂正前]

(略)

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年2月19日から8月18日まで、8月19日から翌年2月18日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。なお、第1計算期間は、平成22年8月16日から平成23年2月18日までとします。

[訂正後]

(略)

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年2月19日から8月18日まで、8月19日から翌年2月18日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

4 【受益者の権利等】

[訂正前]

(略)

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。

(略)

[訂正後]

(略)

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

[訂正前]

ファンドは有価証券届出書提出日（平成22年7月16日）現在、資産を有しておりませんので該当事項はありません。

ファンドの投資信託財産に係る財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）の定めるところによります。

ファンドの財務諸表の監査は、東陽監査法人により行われ、監査証明を受けます。

[訂正後]

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表については東陽監査法人により監査を受けております。

原届出書「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

1【財務諸表】

中国消費関連株オープン

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (平成23年2月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	167,255,905
コール・ローン	233,128,779
株式	2,031,893,703
未収利息	570
流動資産合計	2,432,278,957
資産合計	2,432,278,957
負債の部	
流動負債	
未払金	105,832,349
未払解約金	89,386,275
未払受託者報酬	1,666,131
未払委託者報酬	33,739,138
その他未払費用	249,855
流動負債合計	230,873,748
負債合計	230,873,748
純資産の部	
元本等	
元本	*1 2,333,563,540
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△132,158,331
元本等合計	2,201,405,209
純資産合計	*3 2,201,405,209
負債純資産合計	2,432,278,957

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
営業収益	
受取配当金	22,881,412
受取利息	369,019
有価証券売買等損益	84,331,885
為替差損益	△108,504,506
営業収益合計	△922,190
営業費用	
受託者報酬	1,666,131
委託者報酬	33,739,138
その他費用	2,032,292
営業費用合計	37,437,561
営業利益又は営業損失(△)	△38,359,751
経常利益又は経常損失(△)	△38,359,751
当期純利益又は当期純損失(△)	△38,359,751
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	92,689,140
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,771,502
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,771,502
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,880,942
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,880,942
分配金	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△132,158,331

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	期別	第1期
		自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、海外の取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。
	為替差損益	約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	計算期間の取り扱い	当ファンドの計算期間は、平成22年8月16日（設定日）から平成23年2月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成23年2月18日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,333,563,540口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 132,158,331円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 0.9434円 (10,000口当たりの純資産額 9,434円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日		
*1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	122,042 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	122,042 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,333,563,540 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	- 円
10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
項 目	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、外国株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク等を有しております。その他、保有する預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	第1期 (平成23年2月18日現在)
項 目	
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、預金、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期 (平成23年2月18日現在)
投資信託財産に係る元本の状況

設定元本額	4,412,200,000円
期中追加設定元本額	827,883,540円
期中一部解約元本額	2,906,520,000円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	138,988,202
合計	138,988,202

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	香港ドル	AIR CHINA LIMITED-H	1,000,000	8.03	8,030,000.00	
		CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	200,000	4.00	800,000.00	
		JIANGSU EXPRESS CO	590,000	8.12	4,790,800.00	
		ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	370,000	7.07	2,615,900.00	
		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	100,000	6.53	653,000.00	
		DONGFENG MOTOR GRP	60,000	14.50	870,000.00	
		GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	1,900,000	3.67	6,973,000.00	
		361 DEGREES INTERNATIONAL	440,000	5.51	2,424,400.00	
		CHINA LILANG LTD	230,000	9.92	2,281,600.00	
		HAIER ELECTRONICS GROUP CO	20,000	8.40	168,000.00	
		PEAK SPORT PRODUCTS LTD	450,000	5.09	2,290,500.00	
		PORTS DESIGN LTD	100,000	20.20	2,020,000.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	700,000	10.00	7,000,000.00	
		TRINITY LTD	100,000	7.05	705,000.00	
		XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	1,500,000	5.07	7,605,000.00	
		SHANGRI-LA ASIA LTD	370,000	19.40	7,178,000.00	
		SJM HOLDINGS LTD	700,000	12.00	8,400,000.00	
		BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	700,000	13.36	9,352,000.00	
		GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	300,000	19.52	5,856,000.00	
		HENGDELI HOLDINGS LTD	360,000	4.49	1,616,400.00	
		INTIME DEPARTMENT STORE	150,000	10.82	1,623,000.00	
		PARKSON RETAIL GROUP LTD	70,000	11.78	824,600.00	
		CHINA RESOURCEENTERPRISE	300,000	28.90	8,670,000.00	
		WUMART STORES INC-H	200,000	15.90	3,180,000.00	
		CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	160,000	23.45	3,752,000.00	
		TINGYI (CAYMAN ISLN) HOLDING CO	130,000	18.28	2,376,400.00	

		TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	20,000	36.10	722,000.00	
		WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	400,000	6.19	2,476,000.00	
		HENGAN INTL GROUP CO LTD	138,000	58.15	8,024,700.00	
		SINOPHARM GROUP CO-H	270,000	27.35	7,384,500.00	
		CHINA SHINEWAY PHARMACEUTICA	50,000	20.55	1,027,500.00	
		BANK OF CHINA LTD-H	800,000	4.05	3,240,000.00	
		CHINA CONSTRUCTION BANK HD	1,100,000	6.76	7,436,000.00	
		INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	1,600,000	5.82	9,312,000.00	
		CHINA LIFE INSURANCE	150,000	30.45	4,567,500.00	
		CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS	150,000	22.70	3,405,000.00	
		PICC PROPERTY & CASUALTY -H	1,350,000	9.83	13,270,500.00	
		PING AN INSURANCE	140,000	79.45	11,123,000.00	
		AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	150,000	10.58	1,587,000.00	
		COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY	600,000	2.98	1,788,000.00	
		TENCENT HOLDINGS LTD	5,000	203.60	1,018,000.00	
		DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	300,000	14.02	4,206,000.00	
		LENOVO GROUP LTD	1,300,000	4.92	6,396,000.00	
		ZTE CORP-H	20,000	34.00	680,000.00	
	計	銘柄数：44			189,719,300.00	
					(2,031,893,703)	
		組入時価比率：92.3%			100.0%	
	合計				2,031,893,703	
					(2,031,893,703)	

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. 有価証券先物取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

【純資産額計算書】（平成23年3月31日現在）

資産総額	1,541,265,926	円
負債総額	68,078,425	円
純資産総額（ - ）	1,473,187,501	円
発行済数量	1,567,807,753	口

1 単位当たり純資産額 (/)

0.9396 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」を以下の内容に更新・訂正します。

[更新・訂正後]

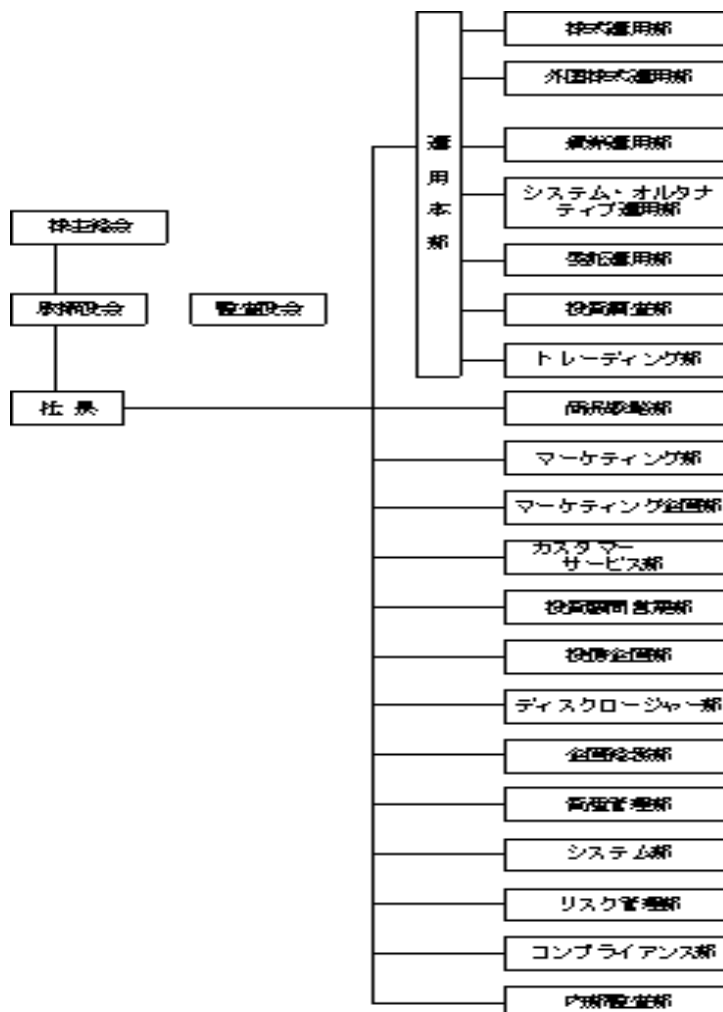
1【委託会社等の概況】（平成23年3月末日現在）

(1) 資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

業務執行体制

組織図



各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	国内の株式（不動産投資信託を含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 投資一任契約資産に関する運用業務
外国株式運用部	海外の株式（不動産投資信託、ファンド・オブ・ファンズを含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	システム運用を行う投資信託、ファンド・オブ・ファンズで運用を行う投資信託、商品投資等取引を行う投資信託等を中心とした運用業務
委託運用部	運用を外部に委託する投資信託を中心とした運用業務
投資調査部	内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査及び予測、内外の不動産市場の調査及び予測、内外の商品市場の調査及び予測等に関する業務 投資顧問契約による投資助言に関する業務
トレーディング部	トレーディング業務の企画、立案に関する業務 内外の有価証券等及び外国為替並びに商品投資等取引の売買発注に関する業務
商品戦略部	金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 商品戦略の立案及び推進に関する業務
マーケティング部	投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 第一種金融商品取引業者及び登録金融機関への公開販売の推進に関する業務 販売会社との折衝に関する業務
マーケティング企画部	投資信託に関する情報開発・提供に関する事項 投資家に対するセミナー等の企画・立案に関する事項 販売会社の募集・販売の支援のための資料作成に関する事項 広告宣伝に関する事項
カスタマーサービス部	販売会社に係る営業事務及び業務管理に関する事項 受益者等からの質問及び苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約のマーケティングに関する業務 投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
投信企画部	投資信託の企画、提案書作成に関する業務 募集・販売のための資料作成に関する業務 投資信託制度の調査、研究に関する業務 運用助言契約、外部委託契約に関する業務
ディスクロージャー部	投資信託約款に関する業務 投資信託契約に関する業務 目論見書、運用報告書及びファンドの開示資料等に関する業務 有価証券届出書及び有価証券報告書に関する業務 主務官庁及び受託銀行への折衝に関する業務 投資信託協会及び運用評価機関等への折衝に関する業務

企画総務部	経営及び経営計画に関する業務 株主総会及び取締役会の事務処理に関する業務 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 従業員の人事、給与、教育に関する業務及び役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 予算、決算、会計及び現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 受益証券及び受益権に関する業務 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 広報、ホームページの管理及び運営に関する業務
資産管理部	投資信託財産の計算に関する業務 契約資産の計算に関する業務
システム部	コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
リスク管理部	運用実施の管理及び諸規則等遵守に関する事項 運用のリスク管理に関する事項 運用実績の評価及び分析に関する業務
コンプライアンス部	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証に関する事項並びに遵守状況の検証に基づく各部署への指導に関する事項 外部委託先の運用指図等に関する検証及び監査に関する事項 コンプライアンス向上のための啓蒙及び教育に関する事項 法令諸規則違反事例の届出に関する事項
内部監査部	内部監査に関する事項 外部監査に関する事項 内部統制の評価に関する事項に基づく各部署への指導に関する事項

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」は以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成23年3月末日現在、当社は、208本の証券投資信託（単位型株式投資信託30本、追加型株式投資信託120本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は10,497億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

[訂正前]

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

[訂正後]

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）ならびに、第46期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の最後に以下の内容が追加されます。

[追加]

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	期 別	第47期中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
		注記 番号	金 額	構成比
(資産の部)			千円	%
流動資産				
現金及び預金			6,978,063	
有価証券			1,800,136	
未収委託者報酬			635,579	
未収運用受託報酬			15,954	
繰延税金資産			56,759	
その他流動資産			31,017	
流動資産合計			9,517,511	83.1
固定資産				
有形固定資産		* 1	112,922	
無形固定資産			16,204	
投資その他の資産			1,811,791	
投資有価証券			1,617,374	
その他			208,927	
貸倒引当金			14,510	
固定資産合計			1,940,918	16.9
資産合計			11,458,429	100.0

(負債の部)			
流動負債			
預り金	3,699		
前受運用受託報酬	5,968		
前受投資助言報酬	745		
未払金	317,072		
未払収益分配金	218		
未払償還金	4,706		
未払手数料	310,077		
未払事業所税	2,068		
未払法人税等	120,463		
賞与引当金	98,278		
その他流動負債	175,718		
流動負債合計	721,946	6.3	
固定負債			
退職給付引当金	81,281		
役員退職慰労引当金	30,390		
繰延税金負債	12,494		
資産除去債務	10,811		
固定負債合計	134,977	1.2	
負債合計	856,923	7.5	
(純資産の部)			
株主資本			
資本金	1,000,000	8.7	
資本剰余金	566,500	4.9	
資本準備金	566,500		
利益剰余金	9,046,438	79.0	
利益準備金	179,830		
その他利益剰余金	8,866,608		
別途積立金	5,718,662		
繰越利益剰余金	3,147,946		
株主資本合計	10,612,938	92.6	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	11,432	0.1	
評価・換算差額等合計	11,432	0.1	
純資産合計	10,601,505	92.5	
負債・純資産合計	11,458,429	100.0	

中間損益計算書

期 別	第47期中間会計期間		
	自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日		
科 目	注記 番号	金 額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		4,565,901	
運用受託報酬		23,631	
営業収益計		4,589,533	100.0
営業費用		3,313,717	72.2
一般管理費		937,937	20.4
営業利益		337,878	7.4
営業外収益	*1	31,867	0.7
営業外費用		82	0.0
経常利益		369,663	8.1
特別利益		3,490	0.1
特別損失		5,625	0.1
税引前中間純利益		367,528	8.0
法人税、住民税及び事業税		117,954	2.6
法人税等調整額		36,717	0.8
中間純利益		212,856	4.6

中間株主資本等変動計算書

第47期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準備金	資本剰 余金合 計		別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
平成22年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153
中間会計期間中 の変動額											
剰余金の配当						33,000	33,000	33,000			33,000
中間純利益						212,856	212,856	212,856			212,856
株主資本以外 の項目の中間 会計期間中の 変動額（純 額）									194,503	194,503	194,503
中間会計期間中 の変動額合計	-	-	-	-	-	179,856	179,856	179,856	194,503	194,503	14,647
平成22年9月30日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,147,946	9,046,438	10,612,938	11,432	11,432	10,601,505

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

期 別	第47期中間会計期間 自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの ... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの ... 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建 物 ... 15年</p> <p>器具備品 ... 4 ~ 6年</p> <p>無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。</p>
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。</p>

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

<p>第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日</p>
<p>資産除去債務に関する会計基準等の適用</p> <p>当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は468千円、税引前中間純利益は2,604千円それぞれ減少しております。</p>

(表示方法の変更)

<p>第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日</p>
<p>中間貸借対照表関係</p> <p>前中間会計期間まで流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました未収運用受託報酬は22,329千円であり、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました前受運用受託報酬は4,550千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

(* 1) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、135,551 千円 であります。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. (*1) 営業外収益の主要なもの	
有価証券利息	2,857 千円
受取配当金	23,945 千円
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	13,636 千円
無形固定資産	5,965 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株			825,000株

2. 配当に関する事項

平成22年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

<借主側>

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (器具備品)	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	中間期末残高 相当額
	- 千円	- 千円	- 千円

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

1年内	- 千円
1年超	- 千円
合計	- 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	40 千円
減価償却費相当額	36 千円
支払利息相当額	0 千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
- (6) 減損損失について
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	6,978,063	6,978,063	
(2)有価証券	1,800,136	1,800,136	
(3)未収委託者報酬	635,579	635,579	
(4)投資有価証券	915,413	915,413	
(5)未払金（未払手数料）	310,077	310,077	
(6)未払法人税等	120,463	120,463	

(注1)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(5) 未払金（未払手数料）、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

種類	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式		

	(2) 債券			
	国債・地方債等	900,257	900,205	51
	社債			
	その他			
	(3) その他	217,291	205,836	11,454
	小計	1,117,548	1,106,042	11,506
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	597,719	626,976	29,256
	(2) 債券			
	国債・地方債等	899,879	899,908	28
	社債			
	その他			
	(3) その他	100,402	102,000	1,597
	小計	1,598,001	1,628,884	30,883
	合計	2,715,550	2,734,926	19,376

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

前事業年度末残高（注）	10,689千円
時の経過による調整額	<u>122千円</u>
当中間会計期間末残高	10,811千円

(注) 当中間会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分

及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1株当たり純資産額	12,850円31銭
1株当たり中間純利益金額	258円00銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,601,505
純資産の部から控除する合計額（千円）	
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,601,505
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	212,856
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	212,856
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

[訂正前]

（1）「受託会社」

住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成22年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

（略）

（2）「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成22年3月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
岡三オンライン証券株式会社	6,500	
益茂証券株式会社	515	
株式会社島根銀行	6,400	銀行法に基づき銀行業を営ん でいます。

株式会社島根銀行は、平成22年11月24日より募集・販売等の取扱いを開始します。

（略）

[訂正後]

（1）「受託会社」

住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成22年9月末日現在、342,037百万円

事業の内容

(略)

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成22年9月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
岡三オンライン証券株式会社	7,000	
益茂証券株式会社	515	
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営ん でいます。
株式会社島根銀行	6,400	

株式会社イオン銀行は、平成23年5月20日より募集・販売等の取扱いを開始します。

(略)

第3【その他】

[訂正前]

(略)

2 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類、課税上の取扱い等を記載し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。また、ファンドのお問い合わせ先として、フリーダイヤル、受付時間、ホームページアドレス等を記載することがあります。

3 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款、用語解説を添付します。

4 投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）は、インターネットなどに掲載されることがあります。

[訂正後]

(略)

2 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。

3 投資信託説明書（交付目論見書）のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。

4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款を添付します。

5 投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）は、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月8日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「中国消費関連株オープン」の平成22年8月16日から平成23年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「中国消費関連株オープン」の平成23年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月3日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川 正文

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。